

平成23年度発注工事における
総合評価の評価基準等についての説明会における質問と回答について

※資料ページは修正後の資料を参照

資料P3

同種工事において現場代理人の経験を有し、当該工事の工事種別での監理技術者経験がある場合には現場代理人の評価を引き上げるとあるが、地方公共団体が発注した工事における工事種別はどのように判断すればよいのでしょうか？

(回答)

当該工事内容を当局で判断して国における工事区分に分類して評価します。

資料P3

監理技術者経験のある現場代理人を配置予定技術者として申請する場合どのように記載すればよいのでしょうか？

(回答)

本説明資料に様式を追加しましたのでそれに基づいて記載をお願いします。

資料P7

評価における配点割合の見直しは行なわれたのでしょうか？

(回答)

配点割合については、非公表のためお答えできません。

資料P7

第三者機関とは具体的にこういったものを想定しているのでしょうか？

(回答)

公的な第三者機関により新技術に相当すると評価を受けた技術の使用については評価することとしていますが、具体的な第三者機関は想定していません。

なお、自社の研究部門等による評価では第三者的な立場からの中立的な評価が確保されていないことから、評価の対象としておりません。

資料P7

工事实績等により効果が確認できない場合は、効果の裏付けとして評価されないのでしょうか？

(回答)

工事实績等により効果が確認できない技術提案については、効果の裏付けとしては評価しません。

資料 P 7

提案そのものに含まれない有効な工夫とはどういったものでしょうか？

(回答)

技術提案 A に加えて補完的に B を実施することにより、技術提案 A を確実またはより効果的に実施することが認められる場合に B を有効な工夫として評価することとしています。

資料 P 1 3

主要船舶機械の規格、船団構成を実施において変更しても問題はないでしょうか？

(回答)

施工計画書（簡易）に特定の船舶機械を使用し、品質、出来形、安全管理を行なうことを記載した場合には履行義務が生じますが、これ以外の場合であれば、実施において変更しても問題はありません。

資料 P 1 3

備考欄に工程（作業期間）算定根拠等を記載することとされていますが、工期が長い場合には十分なスペースが確保できないため、下段に記載してもよいでしょうか？

(回答)

十分なスペースが確保できない場合には所見欄に記載していただいても結構です。しかし、気象・海象条件に対する所見、工程に対する所見及び対応策の記載がない場合は減点対象となりますので留意してください。

資料 P 1 3

記載例※2にある「項目数」と注1)にある「2項目」は同じ意味でしょうか？

(回答)

記載例※2にある項目数は記載例①②の項目数であり、注1)における項目は、「出来形管理」と「安全管理」の2項目です。

混乱を与えかねない表現のため、注1)は「施工計画書（簡易）はA4用紙（縦）・1ページ以内で・・・」に修正します。